

令和5・6年度日置市建設工事等入札参加資格における格付基準

日置市の発注する建設工事等の入札にあたり、日置市建設工事入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）第2条及び第9条に基づき、入札参加資格者の格付について、次のとおり定める。

1 格付の対象

(1) 格付は、要綱第2条に基づく資格審査により入札参加を認めた日置市内の建設業者を対象に行う。

(2) 建設業法に定める29の許可業種のうち、次表に掲げる5つの許可業種について「格付業種」として格付区分を行う。

（その他の業種については「登録業種」とし、格付区分は行わない。）

※格付業種（5業種）

建設工事の種類	略語	格付区分
1) 土木一式工事	土木	A B C
2) 建築一式工事	建築	A B
3) 舗装工事	舗装	A B
4) 水道施設工事	水道	A B
5) 解体工事	解体	A B C

2 格付の基準

(1) 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、水道施設工事

要綱第9条の規定に基づき制定された日置市建設工事入札参加資格者格付審査要領第4条第1項に基づき、次のとおり定める。

ア 格付の方法

格付は、市内業者及び準市内業者に区分して、以下により算出した総合点数を用いて行う。

(7) 市内業者

「客観的事項」である建設業法第27条の29第1項の総合評価値（経営事項審査の結果）並びに「主観的事項」である鹿児島県建設工事入札参加資格における格付基準に定める技術事項等評価点数及び2-(1)-イに規定する市主観点数を合算したものを総合点数とする。ただし、県に入札参加申請を行っていない者及び水道施設工事については、「客観的事項」である総合評価値及び「主観的事項」である2-(1)-イに規定する市主観点数を合算したものを総合点数とする。

(4) 準市内業者

「客観的事項」である建設業法第27条の29第1項の総合評価値（経営事項審査の結果）を総合点数とする。

イ 市主観点数

(7) 市工事成績

市工事の実績を鹿児島県建設工事入札参加資格における格付基準に定める工事成績・施工実績評価換算表（契約額と工事成績を用いて点数化したもの）で評価換算する。

- a 土木一式工事、舗装工事 3年間（平成30年度～令和2年度）
- b 建築一式工事、水道施設工事 4年間（平成29年度～令和2年度）

(イ) 災害支援協定

市と災害支援協定を締結している団体の会員に対し、その締結している数に応じて10点を加点する。

(ロ) 災害支援活動

日置市管理施設への緊急出動又は防災パトロールを行った者に、各年度（R元・R2・R3・R4年度）につき4点を加点する。（最高16点）

(イ) 技術職員（水道施設工事のみ適用）

次の技術者の免許又は資格を有する者の数に応じ加点する。ただし、最高60点までとする。

- a 1級土木施工管理技士有資格者数 × 4点
- b 2級土木施工管理技士有資格者数 × 2点
- c 給水装置工事主任技術者有資格者数 × 2点
- d 配水管技能者有資格者数 × 1点

※ただし、aとbの合計点数は、最高20点までとする。

配水管技能者は、次に該当する者とする。

- (a) （社）日本水道協会の「配水管技能者登録証」を有する者
- (b) 日本ダクティル鉄管協会の継手接合研修会修了者
- (c) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)の施工講習会修了者

ウ 等級の格付については、総合点数を用いて次の基準により行う。

等級	土木一式	建築一式	舗装	水道施設
特A	県の格付がAであること	県の格付がAであること または1260以上	県の格付がAであること	
A	1270以上かつ県の格付がC以上	1010～1259かつ県の各付がC以上	1160以上	810以上
㊦	1070～1269 かつ県の格付がC以上		740～1159 以下	750～809
B	890～1069	1009 以下	739 以下	749 以下
㊧	810～ 889			
C	809 以下			

エ 昇級特例（甲市内業者のみ適用）

有資格技術者の保有数を考慮し、下表以上の保有者数で昇級を行う。

土木一式	舗装
Ⓑ→A： 1級5名かつ1・2級9名	Ⓑ→A： 1級1名かつ1・2級3名
B→Ⓑ： 1級3名かつ1・2級6名	B→Ⓑ： 1級1名かつ1・2級2名
Ⓒ→B： 1級2名かつ1・2級4名	
C→Ⓒ： 1級1名かつ1・2級3名	

注）県の設定した施工能力（金額）を越えない範囲とする。

(2) 解体工事

要綱第9条の規定に基づき制定された日置市建設工事入札参加資格者格付審査要領第4条第2項に基づき、次のとおり定める。

ア 格付の方法

格付は、市内業者の解体工事实績に応じて基本点を定め（以下（ア））、土木一式格付、解体機械の保有状況、解体工事施工技士資格保有者の状況により付加点を定めて（以下（イ）～（イ））算出した総合点数を用いて行う。

(ア) 過去4年分の解体工事实績額を年平均し、その実績額に応じて以下のとおり基本点とする。

a	20,000千円以上	250点
b	15,000千円以上 20,000千円未満	200点
c	10,000千円以上 15,000千円未満	150点
d	5,000千円以上 10,000千円未満	100点
e	1,000千円以上 5,000千円未満	50点
f	1,000千円未満	10点

(イ) 土木一式格付により以下を加点する。

a	特A	125点
b	A	100点
c	Ⓑ	75点
d	B	50点
e	Ⓒ	25点
f	C	5点

(ウ) 解体機の所持により以下を加点する。ただし、複数台所持している場合は最大規格でもって判断する。なお、解体機とは解体専用機若しくはベースマシンにアタッチメントとして破碎機（圧碎機、鉄骨切断機、油圧ブレーカー、ログフォークのいずれか）を取り付けたもの。

a バックホウのバケット容量 0.7m³ 以上の解体機 50点

b バックホウのバケット容量 1.2m³ 以上の解体機 75点

(イ) 解体工事施工技士（社団法人全国解体工事業団体連合会）の資格保有者の人数に応じて以下を加点する。

a 1名 80点

b 2名 100点

c 3名以上 130点

ウ 等級の格付については、総合点数を用いて次の基準により行う。

等級	解体工事
A	240 以上
B	200～239
C	199 以下

3 格付区分別標準金額及び区分を変更する場合の運用基準

格付区分別標準金額及び区分を変更する場合の運用基準については、次のとおりとする。

<土木一式工事>

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	150,000千円未満 15,000千円以上	7,000千円以上	特A	—
B級	15,000千円未満 3,000千円以上	0円以上	Ⓑ	20,000千円未満
C級	3,000千円未満		Ⓒ	7,000千円未満

<建築一式工事>

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	150,000千円未満 20,000千円以上	0円以上	特A	—
B級	20,000千円未満		Ⓑ	40,000千円未満

<舗装工事>

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	20,000千円未満 3,000千円以上	0円以上	特A	—
B級	3,000千円未満		Ⓑ	8,000千円未満

<水道施設工事>

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	0千円以上	—	—	—
B級	10,000千円未満		Ⓑ	12,000千円未満

<解体工事>

格付区分	標準金額	直近下位
		標準金額
A級	10,000千円以上	—
B級	10,000千円未満 3,000千円以上	0円以上
C級	3,000千円未満	

備考1 この表において「標準金額」とは、予定価格をいう。

2 この表において「直近下位」及び「直近上位」とは、当該格付区分に属する格付業者が少ない場合その他特別な理由がある場合において、区分を変更する場合の変更後の標準金額の下限及び上限である。

3 この表は、災害工事、特殊工事等には適用しない。

4 電気工事及び管工事の目安となる金額及び区分を変更する場合の運用基準

電気工事及び管工事の目安となる金額及び区分を変更する場合の運用基準については、次のとおりとする。

<電気工事及び管工事>

県格付 区分	目安となる金額	直 近 下 位	直 近 上 位	
		目安となる金額	運用区分	目安となる金額
A級	10,000千円以上	0円以上		
B級	25,000千円未満 10,000千円以上	0円以上	Ⓑ	30,000千円未満
C級	10,000千円未満		Ⓒ	20,000千円未満

備考1 この表において「目安となる金額」とは、予定価格をいう。

2 この表において「直近下位」及び「直近上位」とは、当該格付区分に属する格付業者が少ない場合その他特別な理由がある場合において、区分を変更する場合の変更後の標準金額の下限及び上限である。

3 この表は、災害工事、特殊工事等には適用しない。